

京都市訓令甲第30号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員出勤簿等整理規程の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

第11条中「職員研修所監察員」を「総務局人事部統括監察員」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)